

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先																																																																																																						
R5. 1. 20 (2023)	基地周辺地域の深夜巡回 (第293回)																																																																																																								
R5. 2. 17	防衛省南関東防衛局から、米海軍のミサイル駆逐艦「バリー」が、2月17日に、米本国に帰還した旨の情報提供があった。	防衛省 南関東防衛局	横須賀市																																																																																																						
R5. 2. 17	<p>以下のとおり、国から、米海軍横須賀施設における排水処理施設からのPFOS等を含む排水について説明があった (第6報)</p> <p>【米側が実施した横須賀海軍施設内における排水の分析結果】 (単位: ng/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">分析結果</th> <th>PFOS</th> <th>PFOA</th> <th>PFOS+PFOA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生活排水 ライン</td> <td>11月18日採取</td> <td>入口</td> <td colspan="3">整備のためサンプリングなし</td> </tr> <tr> <td>12月9日採取</td> <td>入口</td> <td>39</td> <td>N. D.</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>12月23日採取</td> <td>入口</td> <td>18</td> <td>4.4</td> <td>22.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">産業排水 ライン</td> <td>11月18日採取</td> <td>入口</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> </tr> <tr> <td>12月9日採取</td> <td>入口</td> <td>7.9</td> <td>3.4</td> <td>11.3</td> </tr> <tr> <td>12月23日採取</td> <td>入口</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">粒状活性炭フィルター 通過前後</td> <td rowspan="2">11月18日採取</td> <td>前</td> <td>60.7</td> <td>29.9</td> <td>90.6</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12月9日採取</td> <td>前</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">12月23日採取</td> <td>前</td> <td>270</td> <td>65</td> <td>335</td> </tr> <tr> <td>後</td> <td>N. D.</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※N. D. = 不検出</p> <p>【南関東防衛局が実施した周辺海域の海水の分析結果】</p> <p>① 令和4年12月15日採取分 分析結果 (単位: ng/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>PFOS</th> <th>PFOA</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺海域①</td> <td>1.5</td> <td>2.1</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>周辺海域②</td> <td>1.6</td> <td>1.1</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>周辺海域③</td> <td>1.3</td> <td>1.0</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 分析結果の推移 (PFOS+PFOA) (単位: ng/L)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査地点</th> <th>採水日</th> <th>1回目 (令和4年6月30日)</th> <th>2回目 (令和4年9月30日)</th> <th>3回目 (今回) (令和4年12月15日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺海域①</td> <td></td> <td>1.7</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> <tr> <td>周辺海域②</td> <td></td> <td>1.8</td> <td>3.0</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>周辺海域③</td> <td></td> <td>1.6</td> <td>3.0</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 数値は端数処理の関係で整合しない場合がある。            ※2 水環境中の指針値 (暫定) は、PFOS及びPFOAの合算値で50ng/L。            なお、指針値 (暫定) は、人が生涯にわたり連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準をもとに安全性を十分考慮して、環境省において設定したもの。</p> <p>南関東防衛局が実施した周辺海域の海水採取地点は以下のリンク先(最終ページ)参照。            ◆ <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0535/nagekomi/documents/rokuhou.pdf">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0535/nagekomi/documents/rokuhou.pdf</a></p>	分析結果			PFOS	PFOA	PFOS+PFOA	生活排水 ライン	11月18日採取	入口	整備のためサンプリングなし			12月9日採取	入口	39	N. D.	39	12月23日採取	入口	18	4.4	22.4	産業排水 ライン	11月18日採取	入口	N. D.	N. D.	N. D.	12月9日採取	入口	7.9	3.4	11.3	12月23日採取	入口	N. D.	N. D.	N. D.	粒状活性炭フィルター 通過前後	11月18日採取	前	60.7	29.9	90.6	後	N. D.	N. D.	N. D.	12月9日採取	前	31	21	52	後	N. D.	N. D.	N. D.	12月23日採取	前	270	65	335	後	N. D.	7.3	7.3	調査地点	PFOS	PFOA	合計	周辺海域①	1.5	2.1	3.6	周辺海域②	1.6	1.1	2.7	周辺海域③	1.3	1.0	2.4	調査地点	採水日	1回目 (令和4年6月30日)	2回目 (令和4年9月30日)	3回目 (今回) (令和4年12月15日)	周辺海域①		1.7	2.5	3.6	周辺海域②		1.8	3.0	2.7	周辺海域③		1.6	3.0	2.4	防衛省 南関東防衛局長	横須賀市長
分析結果			PFOS	PFOA	PFOS+PFOA																																																																																																				
生活排水 ライン	11月18日採取	入口	整備のためサンプリングなし																																																																																																						
	12月9日採取	入口	39	N. D.	39																																																																																																				
	12月23日採取	入口	18	4.4	22.4																																																																																																				
産業排水 ライン	11月18日採取	入口	N. D.	N. D.	N. D.																																																																																																				
	12月9日採取	入口	7.9	3.4	11.3																																																																																																				
	12月23日採取	入口	N. D.	N. D.	N. D.																																																																																																				
粒状活性炭フィルター 通過前後	11月18日採取	前	60.7	29.9	90.6																																																																																																				
		後	N. D.	N. D.	N. D.																																																																																																				
	12月9日採取	前	31	21	52																																																																																																				
		後	N. D.	N. D.	N. D.																																																																																																				
	12月23日採取	前	270	65	335																																																																																																				
		後	N. D.	7.3	7.3																																																																																																				
調査地点	PFOS	PFOA	合計																																																																																																						
周辺海域①	1.5	2.1	3.6																																																																																																						
周辺海域②	1.6	1.1	2.7																																																																																																						
周辺海域③	1.3	1.0	2.4																																																																																																						
調査地点	採水日	1回目 (令和4年6月30日)	2回目 (令和4年9月30日)	3回目 (今回) (令和4年12月15日)																																																																																																					
	周辺海域①		1.7	2.5	3.6																																																																																																				
周辺海域②		1.8	3.0	2.7																																																																																																					
周辺海域③		1.6	3.0	2.4																																																																																																					

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p><b>【南関東防衛局長の説明要旨】</b></p> <p>米側が昨年11月及び12月に実施した、排水処理施設の生活排水ライン・産業排水ラインそれぞれの入口及び粒状活性炭フィルターによる処理前後の排水のサンプリングの分析結果などについて、米側より情報提供があったことなどから、ご説明に伺った。</p> <p>本件に関しては、日米合同委員会の下に設置されている環境分科委員会の枠組みの中で調整、協議等してきたところである。</p> <p>①粒状活性炭フィルターを通過させた排水の分析結果について</p> <p>米側は、昨年11月18日、12月9日、12月23日に、粒状活性炭フィルターを通過させた排水をサンプリングしており、それを分析した結果については、PFOSとPFOAの合算値で、不検出又は7.3ng/Lであり、いずれも水環境中の暫定指針値である50ng/Lを下回っている。</p> <p>②昨年12月15日に南関東防衛局が実施した提供水域外のサンプリング分析結果について</p> <p>当局が実施した提供水域外の3地点におけるサンプリングの分析結果はPFOSとPFOAの合算値で、2.4～3.6ng/Lであり、こちらについても暫定指針値を下回っており、これまでに実施してきた分析の結果から変化は見られない。</p> <p>③米側における原因究明の状況について</p> <p>米側からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該排水処理施設は、横須賀海軍施設内の全ての排水を処理している、</li> <li>・横須賀海軍施設は大規模な施設であり、原因を絞ることが難しい状況ではあるが、引き続き原因究明に努める、との説明を受けている。</li> </ul> <p>加えて、米側からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一因と推定される泡消火薬剤については、横須賀海軍施設においては2022年9月に交換済みである、</li> <li>・排水処理施設内の汚泥については、除去及び在日米軍が策定する「日本環境管理基準(JEGS)」に基づき許可された焼却施設での処分を定期的実施しており、継続的な施設の安全管理と再発防止に努めている、</li> <li>・引き続き粒状活性炭フィルターの効果を検証していく、</li> </ul> <p>との説明を受けており、今般米側より提供があったサンプリングの分析結果からも確認できるように、粒状活性炭フィルターが効果的に機能していることを踏まえれば、今後、横須賀港に水環境中の暫定指針値を上回る水が排出される可能性は低いと考えている。</p> <p>PFOS等が検出された原因が不明である中、米側は粒状活性炭フィルターの設置や継続的なサンプリングを実施するなど、施設の安全管理に努めているものと承知している。</p> <p>また、立入りの際に実施した提供水域内のサンプリングの分析結果の公表に関しては、現在、日米間で検討しているところだが、この調整を加速して参りたいと考えている。</p> <p><b>【市長の発言要旨】</b></p> <p>粒状活性炭フィルターの設置後の数値が、暫定指針値以下であったことというのは、粒状活性炭フィルターが効果的に機能していることだと思うので、私としても安堵した。</p> <p>本市としても、地元米軍基地との信頼関係が更に深まった対応であったと感じている。</p> <p>立入りの際に実施した提供水域内のサンプリングの分析結果に関しても、早期の公表ができるよう、日米間の調整の加速をお願いする。</p> <p><b>【確認及び申し入れ事項】</b></p> <p>市長から、以下の事項についてそれぞれ確認及び申し入れを行った。</p> <p>●米側のサンプリング結果について (市長)</p> <p>米側でサンプリングした分析結果の、「不検出」とはどういう意味か。 また、1月以降のサンプリング状況はどうなっているのか。</p> <p>(南関東防衛局長)</p> <p>「不検出」の意味については、米側からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定量可能な成分量未満であったことから「不検出」と表現されている、</li> <li>・今回の粒状活性炭フィルター通過後の分析結果における「不検出」については、日本の水環境中の暫定指針値を十分に下回る数値である、</li> <li>・また、本年1月以降に採取したサンプルについては、現在、分析を進めている、などの説明を受けている。</li> </ul>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>●汚泥やリフトステーションのサンプリング結果について (市 長) 防衛省から、排水処理施設内の汚泥やリフトステーションのサンプリング結果については、環境分科委員会の枠組みを通じて日米両政府の調整が行われる旨の説明があったが、こちらはどうなっているのか。</p> <p>(南関東防衛局長) 排水処理施設内の汚泥やリフトステーションのサンプリング結果については、米側からは</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供施設区域内の米海軍の内部運用に関係するため、公表することはできない。</li> <li>・施設・区域内における環境管理については、引き続き、米側で実施する、との説明を受けている。</li> </ul> <p>●環境補足協定に基づく立入りの際のサンプリングについて (市 長) 環境補足協定に基づく立入りの際に、なぜ、市が希望する排水処理施設の生活排水ライン・産業排水ラインそれぞれの入口・出口、粒状活性炭フィルターによる処理後の排水のサンプリングを実施することが出来なかったのか。</p> <p>(南関東防衛局長) 米側は、排水に関するPFOS等の濃度について、日本での基準が定められていないと承知していること、また、在日米軍が策定するJEGSにおいても「排水」としての取扱いは規定されていないとして、御指摘のサンプリングの実施について、日米間で調整がつかなかった。 その上で、米側からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米側において、サンプリングを定期的実施しており、結果は、日本側に適切に提供する、</li> <li>・米側において、PFOS等については、JEGSに基づき、適切に管理を行っている、</li> </ul> <p>との説明を受けている。 そのため、米側と調整の上、先般の立入りの際には、水環境中の暫定指針値が定められている提供水域内において、サンプリングを実施することとなったところである。</p> <p>●JEGS[ジェグス]について (市 長) JEGSにおける排水等に関するPFOS等の規定はどうなっているのか。</p> <p>(南関東防衛局長) PFOS及びPFOAについては、在日米軍が策定するJEGSにおいては、有害物質のリストに掲載され、その保管方法、廃棄手続、漏出時の対応要領等が定められているが、「排水」としての取扱いは規定されていないと承知している。 その上で、JEGSについては、日米両国の規定のうち、最も保護的なものを採用する、との位置づけであるところ、日本国内において、排水に関するPFOS等の濃度を定めた基準はなく、また、米国においても、同様の基準は存在しないと承知している。</p> <p>(市 長) それならば、「排水」としての取扱いについてもJEGSに規定するよう、改定を求める。</p> <p>(南関東防衛局長) 防衛省としては、在日米軍が有害物質の管理を行う中で、このような事案が発生することはあってはならないことと認識しており、在日米軍の環境管理が万全になされるよう、関係自治体及び米側と緊密に連携の上、引き続きしっかりと取り組んでまいります。</p> <p>●早期の原因究明について (市 長) 生活排水ライン・産業排水ラインの入り口では暫定指針値以下となっているが、粒状活性炭フィルター通過前の排水では暫定指針値以上になっている。 市民の安全・安心は当然として、米海軍基地で暮らす方々、働く方々にとっても、環境や人の健康に関する問題は、重要な問題であるため、早期の原因究明についても引き続き強く求める。</p>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>(南関東防衛局長)</p> <p>御指摘の点については、重く受け止める。PFOSをめぐる問題については、地域住民の皆様が不安を抱えていることをしっかり受け止め、政府全体として取り組みを進めているところである。原因究明につきましても、環境分科委員会の枠組みの中で、関係省庁とも連携しながら政府として求めてきたところであり、引き続き関係省庁と連携しつつ、米側に対し原因究明を求めていくとともに、米側から情報が得られた際には速やかに提供してまいります。</p> <p>なお、本日の内容については、東部漁協にもご説明させていただく予定である。</p>		
R5. 2. 17 (2023)	基地周辺地域の深夜巡回 (第 294 回)		
R5. 3. 4	防衛省南関東防衛局から、米海軍のミサイル駆逐艦「ジョン・フィン」が、配備のため、令和5年3月4日に横須賀基地に入港する旨の情報提供があった。	防衛省 南関東防衛局	横須賀市
R5. 3. 31	基地周辺地域の深夜巡回 (第 295 回)		
R5. 4. 21	基地周辺地域の深夜巡回 (第 296 回)		
R5. 4. 28	<p>米原子力空母の交代について、以下の説明と応答があった。</p> <p><b>【外務省北米局長からの説明要旨】</b></p> <p>今般、米側から、横須賀に前方展開している原子力空母「ロナルド・レーガン」が大規模なメンテナンスのために米国へ移動し、代わりに原子力空母「ジョージ・ワシントン」が前方展開する旨の通報があった。</p> <p>空母「ロナルド・レーガン」は、2024年春を目処に横須賀を出港し、同年夏頃に米国に帰還する予定で、後継艦の空母「ジョージ・ワシントン」は、同年後半に横須賀に入港する予定であると承知している。</p> <p>より具体的な出港時期及び後継艦の横須賀入港時期は、今後順次決定されていくものと承知しており、米側から情報提供があり次第、貴市を始めとして関係の地元自治体へ適切に情報提供をしていく。</p> <p>空母「ジョージ・ワシントン」は、空母「ロナルド・レーガン」と同じニミッツ級であり、2008年から2015年まで横須賀に前方展開をしていた空母でもある。</p> <p>日本政府としては、我が国周辺地域における安全保障状況が厳しさを増す中で、地域において強固な米海軍のプレゼンスが引き続き維持されることは、我が国の安全及び極東の平和と安定の維持に寄与するものであると考えている。</p> <p>また、原子力空母を含む原子力艦の安全性に関しては、先般、コールドウェル米海軍原子炉管理局長が林外務大臣を表敬した際に、原子力艦の運用に当たっては、これまで米国政府が表明してきたコミットメントのとおり、今後も変わらず高い水準の安全性を確保していく旨改めて表明があったところである。こうした点にも鑑み、政府としては、原子力防災上の懸念は無いと認識している。</p> <p>これらのことから、空母「ロナルド・レーガン」に代わり、空母「ジョージ・ワシントン」が横須賀に前方展開することについて、上地市長、また横須賀市民の皆様のご理解を賜りたく存じる。</p> <p>なお、空母交代後も、引き続き第5空母航空団が前方展開されると承知しているが、それ以上の詳細については、引き続き米側で調整中であると承知している。</p> <p>また、米側によれば、空母交代による地元の負担に関しては、現時点では、追加的な工事を含め、大きな変更は無い見込みとのこと。</p> <p>他方で、政府としては、地元の負担軽減は重要な課題であると認識しており、引き続き米側と緊密に連携の上、貴市をはじめとした関係の地元自治体へ適切に情報提供をしてまいります。</p> <p><b>【市長の発言要旨】</b></p> <p>現在の厳しい安全保障環境において、日本の平和と安全、そして、地域の安定のためには米海軍のプレゼンスが引き続き維持されることは、非常に重要なことであることは理解する。</p> <p>他方、燃料交換や大規模修繕工事を終えた空母が横須賀に前方展開されることは初めてのことであり、米側には原子力艦の運用にあたり、高い水準の安全性の確保と、これまでの原子力艦の安全性に関するコミットメントを遵守するよう、日本政府として求めていただきたい。</p> <p><b>【市長からの確認事項】</b> (市長)</p> <p>米側から通報があったのはいつだったのか。</p>	外務省 北米局長	横須賀市長

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>(北米局長) 昨日(4月27日)、在京米国大使館及び在日米軍から外務省に対して本件に関する接受国通報を受けた。</p> <p>(市 長) 空母が交代する理由はなにか。</p> <p>(北米局長) 米軍では、艦船の整備状況を万全にする趣旨から、海外に前方展開する艦船については、その期間を10年までとするべきと定められていること等に鑑み、今般の決定がなされたものと認識している。</p> <p>(市 長) 空母交代のスケジュールはどのようになっているか。</p> <p>(北米局長) 空母「ロナルド・レーガン」は、2024年春を目処に横須賀を出港し、同年夏頃に米国に帰還する予定であると承知している。後継艦の空母「ジョージ・ワシントン」は、同年後半に横須賀に入港する予定であると承知している。 より具体的な出港時期及び後継艦の横須賀入港時期は、今後順次決定されていくものと承知しており、米側から情報提供があり次第、改めて横須賀市を含む地元自治体へ適切に情報提供をしていく。</p> <p>(市 長) 乗組員やその家族の移動スケジュールはどのようになっているのか。</p> <p>(北米局長) 乗組員やその家族の配属や移動にかかる事項は現在米側で調整中であると承知しており、追加的な情報が得られ次第、貴市を含む関係自治体へ情報提供をしていく。</p> <p>(市 長) なぜ、今の時期の発表なのか。</p> <p>(北米局長) 政府としては、米軍の運用に支障の無い、しかし可能な限り前広なタイミングで通報と発表が行われたものと認識している。</p> <p>(市 長) 原子力空母に限らず、米軍の運用に支障にならない範囲内で、可能な限り速やかな情報提供を今後もお願いしたい。</p> <p>(北米局長) 引き続き関係省庁及び米側と連携の上、適切に貴市及び関係地元自治体への情報提供を行えるよう、尽力してまいります。</p> <p>(市 長) 大規模修繕工事(RCOH)をした艦船が前方展開するのは初めてのことだが、現在のジョージ・ワシントンの整備状況はいかがか。</p> <p>(北米局長) 空母「ジョージ・ワシントン」は、2017年から米本国で燃料の交換や大規模な装備の更新工事(RCOH)を実施しており、2023年に同工事が完了する見通しであると承知している。</p> <p>(市 長) 推進機関の変更はないのか。</p> <p>(北米局長) 推進機関について変更は無いとの説明を受けている。 なお、先ほどご説明したとおり、政府としては、今般の空母の交代にあたっては原子力防災上の懸念は引き続き無いと認識しているが、いずれにせよ、米原子力艦の本邦への前方展開や寄港にあたっては、原子力防災上の安全が担保されるべきこととは言うまでもない。その観点から、年次の合同訓練の実施をはじめとした貴市長の日頃からのご尽力に感謝申し上げる。 今後とも関係者間で緊密に連携していきたいと、引き続き貴市のご協力を賜れば幸いである。</p> <p>(市 長) 一部の報道によると、ジョージ・ワシントンに無人航空機が搭載されるとのことだが、事実関係について確認させていただきたい。また、艦載機変更の予定はあるのか、併せて確認させていただきたい。</p>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内容要旨	出所	あて先																																																												
	<p>(北米局長) 空母交代後も、引き続き第5空母航空団が前方展開されると承知しているが、航空団に配属となる艦載機の種類が変更されるか否かを含め、それ以上の詳細については、引き続き米側で調整中とのことである。</p> <p>(市長) 承知した。横須賀に新たに赴任する、ジョージ・ワシントンの乗組員や家族の方達には、横須賀を第2の故郷だと思っていただきたいと考えている。 繰り返しになるが、燃料交換や大規模修繕工事を終えた空母が横須賀に前方展開されることは初めてのことであり、米側には原子力艦の運用にあたり、高い水準の安全性の確保と、これまでの原子力艦の安全性に関するコミットメントを遵守するよう、日本政府として求めている。今後とも、こうした速やかで丁寧な情報提供をお願いしたい。</p> <p>●市長コメント 本日、外務省の河邊賢裕北米局長が来訪し、米空母「ロナルド・レーガン」が「ジョージ・ワシントン」に交代する旨の説明がありました。 現在の厳しい安全保障環境において、日本の平和と安全、そして、地域の安定のためには米海軍のプレゼンスが引き続き維持されることは、非常に重要なことであることは理解します。 今回の交代にあたり、推進機関についての変更はないとのことですが、燃料交換や大規模修繕が行われた原子力空母が横須賀に前方展開されるのは初めてのことであり、政府に対しては、原子力艦の運用における、高い水準の安全性の確保と、これまでの原子力艦の安全性に関するコミットメントの遵守について、米側に伝えるとともに、引き続き丁寧な情報提供を求めたところ。空母ジョージ・ワシントンの入港は2024年後半とのことですが、私の思いとしては、新たに横須賀に赴任される、乗組員や家族の方達には、横須賀を第2の故郷だと思っていただきたいと考えています。</p>																																																														
R5. 5. 26 (2023)	基地周辺地域の深夜巡回 (第 297 回)																																																														
R5. 6. 16	基地周辺地域の深夜巡回 (第 298 回)																																																														
R5. 7. 10	<p>以下のとおり、国から、米海軍横須賀施設における排水処理施設からのPFOS等を含む排水について説明があった(第7報)</p> <p>1. 国、横須賀市、在日米軍が実施した、横須賀海軍施設の提供水域内3地点の海水の分析結果</p> <p>令和4年12月15日採取分 分析結果(単位:ng/L)</p> <table border="1" data-bbox="269 1411 855 1583"> <thead> <tr> <th colspan="4">国</th> </tr> <tr> <th>調査地点</th> <th>PFOS</th> <th>PFOA</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺海域①</td> <td>2.1</td> <td>1.1</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>周辺海域②</td> <td>1.7</td> <td>0.9</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>周辺海域③</td> <td>1.6</td> <td>0.9</td> <td>2.6</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="269 1612 855 1785"> <thead> <tr> <th colspan="4">横須賀市</th> </tr> <tr> <th>調査地点</th> <th>PFOS</th> <th>PFOA</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺海域①</td> <td>1.1</td> <td>0.75</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>周辺海域②</td> <td>1.2</td> <td>1.3</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td>周辺海域③</td> <td>1.0</td> <td>1.3</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="269 1785 855 1957"> <thead> <tr> <th colspan="4">在日米軍</th> </tr> <tr> <th>調査地点</th> <th>PFOS</th> <th>PFOA</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺海域①</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> </tr> <tr> <td>周辺海域②</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> </tr> <tr> <td>周辺海域③</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> <td>N. D.</td> </tr> </tbody> </table>	国				調査地点	PFOS	PFOA	合計	周辺海域①	2.1	1.1	3.2	周辺海域②	1.7	0.9	2.7	周辺海域③	1.6	0.9	2.6	横須賀市				調査地点	PFOS	PFOA	合計	周辺海域①	1.1	0.75	1.8	周辺海域②	1.2	1.3	2.5	周辺海域③	1.0	1.3	2.3	在日米軍				調査地点	PFOS	PFOA	合計	周辺海域①	N. D.	N. D.	N. D.	周辺海域②	N. D.	N. D.	N. D.	周辺海域③	N. D.	N. D.	N. D.	防衛省 南関東防衛局長	横須賀市長
国																																																															
調査地点	PFOS	PFOA	合計																																																												
周辺海域①	2.1	1.1	3.2																																																												
周辺海域②	1.7	0.9	2.7																																																												
周辺海域③	1.6	0.9	2.6																																																												
横須賀市																																																															
調査地点	PFOS	PFOA	合計																																																												
周辺海域①	1.1	0.75	1.8																																																												
周辺海域②	1.2	1.3	2.5																																																												
周辺海域③	1.0	1.3	2.3																																																												
在日米軍																																																															
調査地点	PFOS	PFOA	合計																																																												
周辺海域①	N. D.	N. D.	N. D.																																																												
周辺海域②	N. D.	N. D.	N. D.																																																												
周辺海域③	N. D.	N. D.	N. D.																																																												

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先																
	<p>2. 南関東防衛局が実施した提供水域外のサンプリング分析結果について</p> <p>令和5年3月20日採取分 分析結果(単位:ng/L)</p> <table border="1" data-bbox="268 315 855 456"> <thead> <tr> <th>調査地点</th> <th>PFOS</th> <th>PFOA</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺海域①</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>周辺海域②</td> <td>1.6</td> <td>1.8</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>周辺海域③</td> <td>1.2</td> <td>1.7</td> <td>2.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【南関東防衛局長の説明要旨】</p> <p>①令和4年12月15日に横須賀海軍施設の提供水域内において実施した、3者(市、国、在日米軍)によるサンプリングの分析結果について</p> <p>上記1「国、横須賀市、在日米軍が実施した、横須賀海軍施設の提供水域内3地点の海水の分析結果」のとおり、3地点のサンプリングの分析結果としては、PFOSとPFOAの合算値は最大で3.2ng/Lであり、水環境中の暫定指針値である50ng/Lを下回るものだった。</p> <p>②令和5年3月20日に南関東防衛局が実施した提供水域外のサンプリング分析結果について</p> <p>上記2「南関東防衛局が実施した提供水域外のサンプリングの分析結果」のとおり、PFOSとPFOAの合算値で2.9ng/L～3.8ng/Lであり、こちらについても暫定指針値を下回っている。これまでに実施してきた分析の結果と比較して、特段の変化は見られなかった。</p> <p>③米側において実施している粒状活性炭フィルター通過後のサンプリングの分析結果について</p> <p>米側は、昨年11月の粒状活性炭フィルター設置以降、同フィルターを通過した後の排水のサンプリングを行っているが、その結果は暫定指針値を下回るものであり、本年1月6日、1月20日ともに定量可能な成分未満を意味するN.D.(not detected:不検出)であったとのこと。</p> <p>なお、米側からは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルター設置による効果が確認できたことを踏まえ、今後、サンプリングの分析結果を日本側に提供する考えはないが、引き続き施設の維持管理を適切に行う、</li> <li>・特異な状況が確認された場合には、遅滞なく日本側に情報提供する、</li> </ul> <p>との説明を受けている。</p> <p>防衛省としても、米側による粒状活性炭フィルター通過後のサンプリングの分析結果や、防衛省等が周辺海域で実施しているサンプリングの分析結果が暫定指針値を下回っている状況から、同フィルターが完全に機能していると考えている。</p> <p>引き続き、米側において、排水処理施設やフィルターを適切に管理することにより、横須賀港に暫定指針値を上回る水が排出される可能性は低いと考えている。</p> <p>上記説明内容を含め、東部漁協にはご説明させていただく予定である。</p> <p>【説明を受けての上地市長の発言要旨及び確認事項】</p> <p>3者でサンプリングした提供水域内の分析結果が暫定指針値以下であったこと、また、1月に米側において実施している粒状活性炭フィルター通過後のサンプリングの分析結果が不検出であったことは理解した。そのうえで、何点か確認させていただく。</p> <p>●3者でサンプリングした提供水域内の分析結果について (市長)</p> <p>昨年12月15日に3者サンプリングを実施しているが、それから半年以上の時間が経過している。説明までに、これだけの時間を要したのは何故か。</p> <p>(南関東防衛局長)</p> <p>昨年12月のサンプリングからご説明までに時間を要してしまいましたが、これまで分析の過程等について日米で確認しつつ、分析結果の公表について日米合同委員会で合意するとともに、公表方法なども協議し、今般、調整が整ったところである。</p> <p>(市長)</p> <p>日米合同委員会で公表について合意したとのご発言があったが、いつ、どのような内容で合意されたのか。</p> <p>(南関東防衛局長)</p> <p>日米合同委員会の開催日程については、両政府間の合意なしに明らかにできないことから、お答えできないことを御理解いただきたい。</p> <p>その上で、合意した内容については、昨年12月15日、横須賀市、国、在日米軍の3者が横須賀海軍施設で実施した提供水域内3か所でのサンプリングの分析結果を、上記1のとおり公表するというものである。</p>	調査地点	PFOS	PFOA	合計	周辺海域①	1.9	1.9	3.8	周辺海域②	1.6	1.8	3.4	周辺海域③	1.2	1.7	2.9		
調査地点	PFOS	PFOA	合計																
周辺海域①	1.9	1.9	3.8																
周辺海域②	1.6	1.8	3.4																
周辺海域③	1.2	1.7	2.9																

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>(市長) 分析結果について、在日米軍のみ不検出(N. D.)という結果だが、同一地点で採水を行っているのに分析結果に差が出るものなのか。</p> <p>(南関東防衛局長) 一般論として、個々の分析の結果は、分析手法、分析機材の違い等により数値に差異が出る可能性があるが、いずれにしても、日米双方の分析結果は、日本の水環境中の暫定指針値を下回っている。</p> <p>●粒状活性炭フィルター通過後のサンプリングの分析結果について (市長) 「米側において実施している粒状活性炭フィルター通過後のサンプリングの分析結果について、今後、サンプリングの分析結果を日本側に提供する考えはない」との説明が米側からあったとのことだが、これは日米合同委員会で合意されたものなのか。また、このことについて、国としての見解をお聞きしたい。</p> <p>(南関東防衛局長) 米側の説明については、日米合同委員会で合意されたものではなく、日米間の調整を行う中でそのように説明を受けたものである。いずれにせよ、繰り返しになるが、防衛省としては、米側による粒状活性炭フィルター通過後のサンプリングの分析結果や、防衛省等が周辺海域で実施しているサンプリングの分析結果が暫定指針値を下回っている状況から、同フィルターが完全に機能していると考えている。 また、引き続き、米側において、排水処理施設やフィルターを適切に管理することにより、横須賀港に暫定指針値を上回る水が排出される可能性は低いと考えている。</p> <p>●原因究明について (市長) 原因究明の状況はどうなっているか。</p> <p>(南関東防衛局長) 米側は、原因究明のため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水処理施設内の目視点検や施設内の消火設備の点検</li> <li>・関係者への聞き取り等の調査</li> <li>・排水処理施設の入口・出口やフィルターの前後におけるサンプリング</li> </ul> <p>といった措置を実施してきているが、排水処理施設は、極めて大規模な横須賀海軍施設の全ての排水を処理しているため、原因を特定することは困難である旨の見解を示している。米側は、排水処理施設内の汚泥を今後も定期的に除去・処分し、引き続き、排水処理施設を適切に管理するとともに、再発防止及び施設の安全管理に努める考えとのこと。</p> <p>(市長) 私は、市民の安全・安心は当然として、米軍基地で暮らす方々、働く方々にとっても、環境や人の健康に関する問題は、重要であると考えている。原因究明が困難であるということであれば、定期的なサンプリングの実施の継続も含め、排水処理施設やフィルターを適切に管理し、特異な状況が確認された場合には遅滞なく情報提供していただくよう、強く求める。</p> <p>(南関東防衛局長) 御指摘の点については、重く受け止めているので、万一、特異な状況が確認された場合には、遅滞なく情報提供するなどしっかり対応する。</p> <p>●JEGS[ジェグス]について (市長) 前回ご説明の際、在日米軍が策定する環境保護等の取組に係る基準であるJEGSに、PFOS等の排水基準を定めるべきであるとの要請させていただいた。この要請についてどのような状況となっているのか教えていただきたい。</p> <p>(南関東防衛局長) ご承知のとおり、JEGSは、日米の関係法令または国際約束の基準のうち、より厳しい基準を選択することを基本的な考えの下、日米両政府は、JEGSを見直し、2年ごとに更新するための協力をすることとされている。現時点で、日本及び米国の関係法令並びにその他の国際約束においてPFOS及びPFOAに関する排水基準等が定まっておらず、今後、日本国内及び米国を含む国際的な動向を踏まえて、日米間で協議していくこととなると認識しているが、防衛省としても横須賀市から頂いたご要請等を米側に伝えるとともに、環境省や外務省と連携し、しっかりと対応してまいりたいと考えている。</p> <p>なお、現在、環境省において、本年1月に設置された2つの専門家会議の中で、海外の状況等も踏まえながらPFOS等に係る議論が行われていると承知している。同専門家会議では、PFOS等に係る水質の目標値等の数値やあり方についても議論が行われていると承知している。防衛省においても、関係省庁と緊密に連携しながら、引</p>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>引き続き必要な対応を行ってまいりたいと考えている。 (市長) JEGSの改定は、国全体でしっかりと取り組んでいただきたい。 (南関東防衛局長) 繰り返しになるが、防衛省としても、環境省や外務省と連携し、しっかりと対応してまいりたい。</p>		
R5. 7. 21 (2023)	基地周辺地域の深夜巡回 (第 299 回)		
R5. 8. 18	基地周辺地域の深夜巡回 (第 300 回)		
R5. 9. 5	防衛省南関東防衛局から、米海軍のミサイル巡洋艦「シャイロー」が、9月5日に、米本国に帰還した旨の情報提供があった。	防衛省 南関東防衛局	横須賀市
R5. 9. 15	基地周辺地域の深夜巡回 (第 301 回)		
R5. 10. 20	基地周辺地域の深夜巡回 (第 302 回)		
R5. 11. 17	基地周辺地域の深夜巡回 (第 303 回)		
R5. 12. 21	<p>以下のとおり、米海軍横須賀施設のPFOS等について国から説明があった(第8報)</p> <p><b>【防衛省南関東防衛局からの説明要旨】</b>          本日は、昨年11月に米海軍が横須賀海軍施設に設置した粒状活性炭フィルターに関して、米側より情報提供があったので、ご説明に伺った。          これまで貴市から度々ご確認いただいている、米海軍横須賀海軍施設の排水処理施設に設置された粒状活性炭フィルターの稼働状況について、防衛本省より在日米軍司令部に照会したところ、昨日までに、米側より、「PFOS等の値は安定しているという現状を踏まえ、粒状活性炭フィルターの稼働を停止した。」との説明を受けたので、直ちに貴市にお知らせすべく、本日訪問させていただいたところである。</p> <p><b>【説明を受けての上地市長の発言要旨及び確認事項】</b></p> <p>●市長          本年7月の南関東防衛局長の説明において、「排水処理施設やフィルターを適切に管理することにより、横須賀港に暫定指針値を上回る水が排出される可能性は低い」との発言をされている。粒状活性炭フィルターが稼働停止されたということであれば、それをどのように理解すればいいのか。なぜこのタイミングでの報告なのか。いったい、いつから稼働停止していたのか。</p> <p>○南関東防衛局長          国としても、昨日までに米側から説明を受けたところである。米側からは、10月21日に粒状活性炭フィルターの稼働を停止したとの説明を受けている。ご指摘の本年7月の説明時の発言については、フィルターを設置し、かつ、施設の維持管理を適切に行うことにより、より安全性を確保した対応をすることにつながり、暫定指針値を上回る水が排出される可能性が低いという趣旨でお伝えさせていただいた。また、PFOS等の値が安定しているという米側の説明を踏まえれば、粒状活性炭フィルターの稼働を停止しても、環境への影響が大きく変化していないということの意味していると理解している。万一、特異な状況が確認された場合には、遅滞なく情報提供することについて、しっかりと求めている。</p> <p>●市長          稼働停止してから2か月も経っている。なぜもっと早く情報提供がなかったのか。大変遺憾だと言わざるを得ない。</p> <p>○南関東防衛局長          繰り返しになるが、国としても米側から説明を受け、直ちにご報告に来たところである。米側には速やかな情報提供を求めている。</p>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>●市 長 「昨日までに米側より説明があった」とのことだが、それは何日のことか。粒状活性炭フィルターが永久的に稼働するものとは思っていないが、停止するのであれば、速やかに報告があるべきではないのか。そして何よりも、排水処理施設内の水が暫定指針値以下であることが前提である。そのうえで、米側が言っている「安定している」とはどういうことなのか。</p> <p>○南関東防衛局長 米側からの説明があった詳細な日付については、相手方との関係もありお答え出来ないことを御理解いただきたい。米側からの説明に関して補足させていただくと、米軍から説明があった「安定している」ということについて、どういうことを意味するのか、排水処理施設からの排水の値が水環境中の暫定指針値の範囲内であるのかを確認したところ、米側からは、サンプリング結果の提供はできないが、粒状活性炭フィルターを稼働させるような特異な事象は確認されていないとの回答であった。P F O S等の値が安定しているという状況を踏まえれば、粒状活性炭フィルターの稼働を停止しても、環境への影響が大きく変化していないということの意味していると理解している。</p> <p>●市 長 「P F O S等の値が安定している」ということは、サンプリングは行われているという理解でよろしいか。また、稼働停止したということであれば、当然のことながら、粒状活性炭フィルター通過前後の水が、暫定指針値を下回っていることを確認したうえで措置であると思われるが、サンプリング結果の数値はどうなっているのか。</p> <p>○南関東防衛局長 米側からは、値が安定しているとの説明を受けていることから、サンプリングを実施するなどして施設の維持管理を適切に行っているものと理解している。サンプリング結果の数値については、米側からは、サンプリングの分析結果を日本側に提供する考えはないとの説明を受けているところだが、市長のご意向も踏まえ、本省を通じて米側にサンプリング結果の数値を求めている。</p> <p>●市 長 ・市民の安全・安心の確保のためにも、粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が必要であることは当然のことであり、サンプリング結果の数値について情報提供するよう、改めて、強く求める。</p> <p>○南関東防衛局長 粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング結果の数値については、市長のご意向を踏まえ再度、本省を通じ、米側に確認させていただく。</p> <p>●市 長 また、すでに粒状活性炭フィルターが稼働停止しているのであれば、市民の安全・安心の確保のためにも、早急に、国の責任において、米海軍横須賀基地の提供水域間際の海水を採取し、サンプリング調査を実施するよう要求する。</p> <p>○南関東防衛局長 提供水域間際のサンプリング調査については、直ちに実施させていただき分析結果が判明次第、ご報告させていただく。</p> <p>●市 長 在日米軍施設に係るP F O S等に関する対応については、一元的に在日米軍司令部が対応していると聞いているので、粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング結果の数値が提示されるよう、日米間において、しっかりと調整を行うよう、再度要請する。また、原因究明についても、引き続き取り組んでいくよう、要請する。</p> <p>○南関東防衛局長 ご指摘については、重く受け止め、現在のP F O S等の値について在日米軍司令部に求めると共に、万一、特異な状況が確認された場合には遅滞なく情報提供することについても、しっかりと求めている。</p>		
R6. 1. 18 (2024)	<p>以下のとおり、米海軍横須賀施設のP F O S等について国から説明があった(第9報)</p> <p>【国からの説明要旨】 横須賀海軍施設に設置した粒状活性炭フィルターが稼働停止した旨のご報告</p>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>を先月させていただいたが、その際、市長からご要請いただいた、(1) 粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング分析結果に係る米側との調整状況について、及び(2) 横須賀海軍施設の周辺海域でのサンプリング調査の分析結果について、本日ご説明に伺った。</p> <p>(1) 粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング分析結果に係る米側との調整状況について</p> <p>○防衛省 先日、市長より要請のあった、粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング分析結果について、改めて米側に提供を求めたが、米側からは前回市長にご説明した「PFOSの値は安定している」以上の回答は得られなかった。</p> <p>●市側 国は、米側とは誰とどのようなレベルで、どのような調整をしているのか。今の状況について米側は何と言っているのか。現在の状況について分かるように詳細に説明していただきたい。</p> <p>○防衛省 日米間の調整の細部についてお伝えすることはできないが、在日米軍司令部に対し防衛本省から調整を行っているところである。・南関東防衛局長が訪問した際の市長からのご懸念のお言葉も、私から在日米軍司令部に伝えており、市民の安全・安心の確保のため、サンプリング分析結果の情報提供を求めている。</p> <p>●市側 原因究明もできていない、サンプリングの分析結果の公表もない、そのような状況下にも関わらず粒状活性炭フィルターの稼働を停止したとなれば多くの市民が不安に思う。市民の安全・安心のためにも、サンプリングの分析結果について再度米側と調整してほしい。</p> <p>○防衛省 サンプリングの分析結果の数値については、引き続き在日米軍司令部に求めている。</p> <p>●市側 それでも分析結果を出せないということであれば、米側の3条管理権により米海軍横須賀基地への立入りを認めてもらい、市独自でサンプリングが実施できるよう、米側と調整してほしい。</p> <p>○防衛省 3条管理権による立入り、市独自のサンプリングの実施については、その可能性について模索する。</p> <p>(2) 横須賀海軍施設の周辺海域でのサンプリング調査の分析結果について 昨年12月22日に南関東防衛局が実施した周辺海域の3地点におけるサンプリングの分析結果はいずれもPFOSとPFOAの合算値で0.7ng/Lであり、水環境中の暫定指針値を下回っていた。</p>		
R6. 1. 19 (2024)	基地周辺地域の深夜巡回(第304回)		
R6. 1. 26	防衛省南関東防衛局から、米海軍のミサイル巡洋艦「アンティータム」が、1月26日に、米本国に帰還した旨の情報提供があった。	防衛省 南関東防衛局	横須賀市
R6. 2. 16	<p>以下のとおり、米海軍横須賀施設のPFOS等について国から説明があった(第10報)また、同日、市長が在日米海軍司令官との電話会議を実施した。</p> <p>【国からの説明要旨】 先日の横須賀市からのご要請を踏まえて、粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング分析結果について、改めて米側に確認しているところだが、米側から「PFOS等の値は安定している」以上の回答は得られていない。また、併せてご要請のあった、米側の管理権による横須賀市の立入り及びサンプリング調査の実施について、米側に確認したが、立入りについては認められていない。</p> <p>【市側の対応】 以上の説明を受け、同日、市長が在日米海軍司令官と電話会議を行った。</p>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内容要旨	出所	あて先
	<p>&lt;在日米海軍司令官との電話会議について&gt;</p> <p>■市長 昨年10月21日に粒状活性炭フィルターを稼働停止した旨の説明が、12月21日に南関東防衛局長からあった。その際、市民の安全・安心の確保のためにも、粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が必要であるため、サンプリング結果の数値について情報提供するよう、私から国に対し強く求めた。しかし、1月18日の国からの回答は、「米側からは、『PFOS等の値は安定している』以上の回答は得られなかった」との説明内容であったため、再度、サンプリング結果の数値について米側と調整するよう国に対して求めたが、『PFOS等の値は安定している』以上の回答を米側から得られなかった旨の説明が、先ほど、国からあったところである。私は、サンプリング結果の提供について、日米政府間で調整するよう、これまで再三にわたり、国に対し申し入れをしてきたが、サンプリング結果の数値の提供がいまだにされていない。</p> <p>□在日米海軍司令官 PFASに関することは、在日米軍全体の問題として扱っているため、在日米軍司令部が全て対応することとなっている。</p> <p>■市長 PFOS等に関することは、在日米軍司令部が一元的に扱っているものとは承知しているが、私は地元首長として市民の安全・安心を守らなくてはならない。粒状活性炭フィルターの稼働が停止したことで、不安になっている市民が少なくないのではないかと考えている。私は市民の不安を払拭したい、その一心でこれまで申し入れを行ってきた。司令官から、その私の想いを、在日米軍司令部に伝えてもらいたいと思う。</p> <p>□在日米海軍司令官 市長の考えは理解している。しかし、PFASに関することは在日米軍司令部が全て対応しており、これは上層部からの命令でもあるため、私としても、これ以上言及するのが出来ないことをご理解いただきたい。ただし、市長の思いというのは、在日米軍司令部に伝えたいと思う。</p> <p>■市長 よろしくお願ひしたい。</p>		
R6. 2. 16 (2024)	基地周辺地域の深夜巡回(第305回)		
R6. 2. 20	<p>米海軍横須賀基地におけるPFOS等について、以下のとおり、防衛大臣及び在日米国大使館へ要望書を手交しました。</p> <p>【防衛大臣への要望書の手交について】</p> <p>■市長 本日は、米側が米海軍横須賀基地の排水処理施設に設置した、粒状活性炭フィルターが稼働停止した件でまいった。令和4年5月、米海軍横須賀基地において、PFOS等を含む排水が横須賀港に流出したため、同年11月1日、米側が、その対応策としてPFOS等の吸着効果がある粒状活性炭フィルターを排水処理施設に設置したところだが、令和5年12月、南関東防衛局長から、当該フィルターを10月21日に停止した旨の説明があった。私は、粒状活性炭フィルターが永久的に稼働するものとは思っていないし、米側に対して、フィルターの稼働状態について、物を言う立場にはない。しかし、稼働を停止したとなれば、その根拠となる、フィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が必要なのは当然のことだと思っている。私は、サンプリングの分析結果が提示されるよう、これまで再三にわたり求めてきたが、いまだに情報提供がない。私が今日、大臣の元を訪れたのは、PFOS等に関することは一元的に在日米軍司令部が扱うものということなので、日本政府としてしっかりと米側と調整し、サンプリングの分析結果を求めることが日本政府としての責務なのでないのか、ということをお伝えしたかったからである。「フィルターは止めたが、サンプリング結果の数値は出せない、原因は分からない」ということでは、市民の安全・安心を守る立場である地元首長として、到底納得できるものではない。また、米海軍基地で暮らす方々、働く方々にとっても、環境や人の健康に関することは重要な問題である。私は基地の安定的な運用には、これらがしっかりと担保されていることが大前提であると考えている。</p> <p>ついでに、次の事項について、政府の責任として米側へしっかりと求めるよう要望する。</p>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>①令和5年1月実施分以降の粒状活性炭フィルター通過前後のサンプリング分析結果の数値について速やかに情報提供すること</p> <p>②米側の管理権に基づき、米海軍横須賀基地へ立入りを認め、市独自のサンプリングが実施できるようにすること</p> <p>③原因究明を図り、情報提供を行うこと</p> <p>④日本環境管理基準(JEGS)の改定について、協議を加速すること</p> <p>□ 防衛省 (防衛大臣)</p> <p>上地市長におかれましては、平素から防衛省・自衛隊に対し、多大な御支援を賜り、感謝申し上げます。防衛施設の安定的な運用を確保し、日米安保体制を維持していくためには、横須賀市を始め、関係する地方公共団体や周辺住民の皆様の御理解と御協力を得ることが必要不可欠である。他方で、皆様には、防衛施設の運用や訓練等にて、様々な御負担をお掛けしていると認識しており、防衛省としては、皆様への影響が最小限となるよう意思疎通を密にし、丁寧に対応してまいりたいと考えているので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>(地方協力局長)</p> <p>1つ目と2つ目の御要望だが、粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング分析結果及び横須賀海軍施設への立入りについては、昨年12月に上地市長から御要請があったことも踏まえ、米側に対して、様々な機会を通じて調整してきたところである。しかしながら、米側からは、PFOS、PFOAの値は安定しているとのことであり、それ以上の回答は得られていないところである。また、サンプリング調査のための立入りについても認められていないところである。今般のご要請を踏まえて、改めて米側へしっかりと伝え、情報提供や立入りの実現に向けて、引き続き、米側と調整を実施してまいる。3つ目の御要望だが、米側からは、原因究明のため、排水処理施設内の各種点検、関係者への聞き取り、サンプリング調査などを実施したものの、排水処理施設は、大規模な横須賀海軍施設の全ての排水を処理しており、原因を特定することは困難との説明を受けているところである。防衛省としては、引き続き、米側に対し、施設の安全管理と再発防止の徹底を求めている。4つ目の御要望だが、JEGS(ジェグス)は、日米の関係法令または国際約束の基準のうち、より厳しい基準を選択することを基本として、日米両政府は、JEGSを見直し、2年ごとに更新するための協力をすることとされている。・現時点で、日本及び米国の関係法令並びにその他の国際約束において、PFOS及びPFOAに関する排水基準等が定まっておらず、今後、日本国内及び米国を含む国際的な動向を踏まえて、日米間で協議していくことになることを認識している。今後、環境省や外務省と連携して、しっかりと対応してまいる。</p> <p>(防衛大臣)</p> <p>防衛施設の安定的な運用の確保に当たっては、横須賀市の御協力を得ることが重要であると認識している。本日、上地市長から、改めて御要請を頂いたので、防衛省としては、引き続き、横須賀市との意思疎通を密にしながら、適切に対応してまいりたいと考えているので、今後とも御理解と御協力のほど、よろしくお願ひしたい。</p> <p>【在日大使館への要望書の手交について】</p> <p>防衛省訪問後、以下のとおり、市長が在日米国大使館を訪問し、ラーム・エマニュエル駐日米国大使宛ての要望書を、ダグラス・フリッター安全保障政策担当参事官代理に手交した。</p>		
R6.3.2 (2024)	防衛省南関東防衛局から、米海軍のミサイル駆逐艦「マッキャンベル」が、配備のため、横須賀海軍施設に3月2日に入港した旨の情報提供があった。	防衛省 南関東防衛局	横須賀市
R6.3.15	基地周辺地域の深夜巡回(第306回)		
R6.4.19	基地周辺地域の深夜巡回(第307回)		
R6.4.22	4月19日に本町の商業施設内で、米海軍横須賀基地所属の米軍人による窃盗事件が発生したため、米海軍横須賀基地司令部に対し、再発防止と教育の徹底について口頭要請した。	横須賀市	横須賀基地司令部

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
R6. 5. 17 (2024)	基地周辺地域の深夜巡回 (第 308 回)		
R6. 5. 24	<p>米海軍横須賀基地のPFOS等に係る国からの説明 (第 11 報) 及び米海軍横須賀基地提供水域内における警備艇訓練について、以下のとおり、防衛省から説明があった。</p> <p>【説明概要】</p> <p>(1) 米海軍横須賀基地のPFOS等に係る国からの説明 (第 11 報) について</p> <p>□防衛省 (大和地方協力局長)</p> <p>先日 (2月20日)、上地市長から、市民の安全・安心を守る地元首長としての立場から、粒状活性炭フィルターの稼働を停止したとなれば、フィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が必要との御意見をいただいたところである。この御要請を踏まえ、改めて、フィルター通過前後の水のサンプリング結果について情報提供できないか、在日米軍司令部と調整したところであり今日は、その結果について御説明に伺った。</p> <p>■市長</p> <p>先日の要請の際にも申し上げたが、私は、粒状活性炭フィルターが永久的に稼働するものとは思っていないし、米側に対して、フィルターの稼働状態について、物を言う立場にはない。しかし、フィルターの稼働を停止したとなれば、その根拠となるフィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が必要であるのは当然だと思っている。その後、改めて米側と調整していただいた結果はどうか。また、原因に関する情報はあったのか。</p> <p>□防衛省 (大和地方協力局長)</p> <p>粒状活性炭フィルター通過前後の水のサンプリング分析結果の数値の提供に関しては、在日米軍司令部から、日本の法令において、PFOS・PFOAの排水基準がなく、米側が排水処理施設からの排水に含まれるPFOS・PFOAの分析をする必要がなく、数値を提供する義務がない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の国内に排水処理施設を有する事業者も、通常排水に含まれるPFOS・PFOAの分析までは行っていない</li> </ul> <p>との回答があり、サンプリング分析結果を得ることができなかった。</p> <p>他方、繰り返しになるが、在日米軍司令部からは、これまで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀海軍施設の排水処理施設からの排水については、事案発生以降、泡が発生するという特異な事象は確認されておらず、PFOS・PFOAの値は安定している、</li> <li>・今後、特異な事象が確認された場合は、遅滞なく日本側に情報提供を行う等、適切に対応するとの説明を受けている。</li> </ul> <p>国としては、こうした米側からの説明から、フィルターの稼働を停止しても環境への影響という点では大きな変化がないものと認識している。また、2022年9月、横須賀海軍基地の泡消火薬剤について、原料にPFOS・PFOAが含まれないものに交換作業を完了した旨説明を受けている。さらに、米側からは、排水処理施設を含めた横須賀海軍施設内の環境管理を適切に実施する説明を受けている。これらのことから、国としては、今後、新たにPFOS・PFOAが横須賀港に流出する蓋然性は低いと考えている。あわせて、当省において、事案発生以降、継続的に横須賀海軍施設の周辺水域でPFOS・PFOAの調査を実施してきたところだが、粒状活性炭フィルターの稼働停止後の調査結果としては、PFOS・PFOA合算値で12月22日の調査結果は0.7ng/L、3月11日の調査結果は0.7～1.3ng/Lであり、これまでの調査結果と同程度であった。なお、この調査については、当面の間、継続し、横須賀海軍施設の周辺水域の状況把握に努めてまいりたいと考えている。また、原因に関しては、米側からは、原因究明のため、排水処理施設内の各種点検、関係者への聞き取り、サンプリング調査などを実施したものの、排水処理施設は、大規模な横須賀海軍施設の全ての排水を処理しており、原因を特定することは困難との説明を受けているところである。防衛省としては、引き続き、米側に対し、施設の安全管理と再発防止の徹底を求めている。</p> <p>■市長</p> <p>繰り返しになるが、私としては、市民の安心・安全を守る立場から、フィルターの稼働を停止したとなれば、フィルター通過前後の水のサンプリング結果の確認が当然必要であると思い、先だって国の責務として米側との再度の調整を要請したところである。サンプリング結果について、またしても情報提供できないということだが、これは一体どういうことなのか。そもそも今回の件は米側が引き起こしたことであり、事の発端は米側にあるではないか。その対応に市としてこれまで膨大な時間と労力を費やしてきた。それにもかかわらず、サンプリング結果の数値の提供すらなされないことに、私は憤りを感じざるを得ない。ただ、先ほど大和局長より、日本政府として「今後、新たにPFOS・PFOAが横須賀港に流出する蓋然性は低い」との話があ</p>	防衛省 地方協力局長 南関東防衛局長	横須賀市長

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>った。その考えは、本市にとっての一つの安心材料として受け止めたいと思っている。</p> <p>□防衛省（大和地方協力局長） 防衛省としても、市長のご要請を踏まえ、米側に対しフィルター通過前後のサンプリング結果について、再度情報提供を求めたところだが、「排水基準が定められていない」ことを理由に米側が数値を提供しないとの回答があった。米側には強く働きかけたものの、排水基準がないことを言い分とされてしまうと、残念ながらこれ以上なす術がないというのが現状である。</p> <p>■市長 サンプリング結果の情報提供を拒む米側の頑なな姿勢をすべて素直に受け入れることはできないが、日本の法令上、PFOS等の排出に関して基準がなく分析や報告の義務がない、すなわちルールがないとの米側の主張にも一定の理解を示さざるを得ないのではないかと。PFOS等は日本各地で検出され、横須賀にとどまらず全国的な問題となっている。米側が主張する、日本の法令に排水基準がないことにより、地元自治体がそこに住む人々の安全・安心を守るための根拠を得ることができないのであれば、これは首長として問題提起せざるを得ないと考える。また、日本の法令に排水基準がなければ、在日米軍が策定する環境保護等の取組に係る基準であるJEGSについても協議ができないと考える。今回の件を受け、市民の安全・安心を守る責務がある地元自治体の首長として、PFOS等の排水状況を管理できるよう、政府としてPFOS等の排水基準を設けることを要望する。</p> <p>□防衛省（大和地方協力局長） 市長のお気持ちは受け止めさせていただいた。いただいたPFOS等の排水基準に係るご要望についても、市民の安全・安心を守る市長のお立場からはごもっともなご指摘かと思う。関係省庁に共有するとともに、在日米軍の対応についても日本国内及び米国を含む国際的な動向を踏まえ、今後、環境省や外務省とも連携して日米間で協議してまいります。</p> <p>■市長 繰り返しになるが、今やPFOS等は全国的な問題となっている。排水基準については勿論のこと、その対応全般について、国民の安全を預かる政府の責任として、しっかり取り組んで頂きたい。</p> <p>□防衛省（大和地方協力局長） 政府としてしっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p>(2) 米海軍横須賀基地提供水域内における警備艇訓練について □防衛省（大和地方協力局長） 米海軍横須賀基地司令部より連絡があった、横須賀海軍施設提供水域内における警備艇訓練の実施について説明させていただく。本訓練は、米軍の即応性確保の観点から必要不可欠な基地警備訓練であり、米海軍の警備マニュアルに従い、すべての米海軍の施設において実施が求められているものと承知している。具体的には、横須賀海軍施設の提供水域内、通称トゥルーマン・ベイの12号パース付近において、施設の警備体制を維持するため、憲兵隊が警備訓練を実施するものであり、横須賀基地で実施されるのは初めてとのこと。更に、訓練期間等の詳細については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本年6月4日(火)～6日(木)までの3日間 (各日0900～1600の間)</li> <li>・施設の警備を任務とする憲兵隊が警備艇を使用して、空砲射撃を伴う警備訓練を実施との説明があった。防衛省としては、横須賀海軍施設内で米軍が行う基地警備訓練は必要なものと認識している。また、同時に、米軍施設区域における作業は、公共安全に妥当な考慮を払って行うことも求められており、防衛省としては、本訓練の実施に当たり、米側に対し、周辺住民や周辺で運航する民間船舶に配慮するとともに、安全管理に万全を期すよう求めている考えである。訓練日が迫る中、本日のお知らせとなり申し訳ないが、市長のお考え等をいただきたい。</li> </ul> <p>■市長 米海軍施設の警備力向上のため、憲兵隊が警備訓練を行うことは当然のことであり、その重要性も理解できる。また、提供水域内で米軍の管理下に基づいた訓練であることも理解している。そのうえで、米海軍横須賀基地において、初めての訓練になることなので、いくつか懸念事項もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練の様子が不明確であり、なぜ今の時期に実施しなくてはいけないのか。</li> <li>・空砲の音が3日間も続くことで、周辺住民への影響がどの程度あるのか。</li> <li>・民間船舶に誤って銃口が向けられる可能性はないのか。</li> </ul>		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>このような懸念事項については、米側に再度確認のうえ、改めてご説明いただきたい。</p> <p>□防衛省(大和地方協力局長) 防衛省としてはいただいたご意見について、米側とも共有のうえ、しっかり協議し、改めてご報告させていただきたいと思う。</p>		
<p>R6. 5. 29 (2024)</p>	<p>米海軍横須賀基地提供水域内における警備艇訓練について、以下のとおり、防衛省から説明があった。</p> <p>□防衛省南関東防衛局長</p> <p>先週24日に大和地方協力局長から、横須賀基地における訓練の概要についてご説明させていただいた。市長からは、米海軍施設の警備力向上のため、憲兵隊が警備訓練を行うことは当然のことであり、その重要性も理解できるとのお言葉をいただいた。他方、当該訓練は横須賀基地において、初めての訓練になるとのことから、市民の代表としてのご懸念を踏まえた確認事項を3点いただいた。本日は、いただいた確認事項について、米側にも再度確認の上、市長へ回答させていただく。</p> <p>まず、①訓練の様態が不明確であり、なぜ今の時期に実施しなくてはいけないのかについて、本訓練は、米海軍施設管理司令部が定める海軍の警備マニュアルに従い、全世界の米海軍の基地及び艦隊支援施設において実施が求められるものであり、例えば、主要な海軍基地であるノーフォーク海軍基地、コロナド海軍基地、ポイント・ロマ海軍基地、サンディエゴ海軍基地等で実施している。同組織では、米海軍の運用ニーズに照らし、また、米本国及び世界各国におかれる米海軍施設及び艦隊支援施設に対する警備のマニュアルを作成するため、一定の期間が必要であったものと聞いている。また、このようなマニュアルを作成した後は、実際に訓練を通じた実効性の確認やその結果を更なる上級機関に報告し、当該マニュアルの承認といった、通常のプロセスとしても時間が必要だったものと聞いている。このような経緯を経て、今般、横須賀海軍施設においては、米海軍施設管理司令部の要請に基づき訓練が実施されることとなったものと確認している。なお、これまで、日本国内の米海軍施設においても実施されていない訓練であるが、この点、横須賀基地だからこの訓練が必要というものではなく、国内の海軍施設においても、今後、米海軍施設管理司令部からの要請に基づき実施されるものと確認している。わが国は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面しており、また、わが国が位置するインド太平洋地域は、安全保障上の課題が多い地域である。そうした中、先般、護衛艦「いずも」のドローン撮影の件もあったが、防衛関係施設は防衛力の基盤であり、改めて、基地警備能力を高める不断の努力は重要であると認識している。その上で、本訓練は、あくまで、米軍の即応性確保の観点から、施設の警備体制を維持するため、憲兵隊が警備訓練を実施するものと承知しており、防衛省としても今回の訓練の必要性を理解している。ご指摘の、訓練の様態については、警備艇の射撃手が海上において武器の取扱要領や、動いている標的への対応の訓練を実施し、また警備艇の操縦手が、脅威に対する武器システムを使用するための操作や位置取りや経験を積むために必要な訓練と承知している。具体的には、警備艇と侵略船を装う船の2隻が、その間の距離を変えながら実施し、訓練に当たる憲兵隊員は、警備艇に搭載された機関銃(マシンガン)による空砲を用いた射撃を行う予定であり、より実践的な訓練とも承知している。</p> <p>次に、②空砲の音が3日間も続くことで、周辺住民への影響がどの程度あるのかについて、防衛省及び南関東防衛局としては、横須賀海軍施設内で米軍が行う基地警備は必要な訓練と認識している。また、同時に、米軍施設区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行うことも求められており、この点、当局から米軍に対し、本訓練の実施に当たり、周辺住民や周辺で運航する民間船舶に配慮するとともに、安全管理に万全を期すよう求めたところである。なお、使用する機関銃の詳細をお答えすることは、軍の能力を明らかにすることとなるため差し控させていただくことをご理解いただきたい。いずれにせよ、初めての訓練であることから、地域の方々への影響については私としても真剣に考えている。そのため、通常横須賀基地から発生しない射撃音により、地域の住民の方々が驚いて問い合わせがある場合に備え、局職員をヴェルニー公園などに配置し、この訓練が周辺地域にどのような影響を与えるかについては、私としても把握し横須賀市と連携するなど万全の体制を取りたいと考えている。</p> <p>次に③民間船舶に誤って銃口が向けられる可能性はないのかについて、米側から、今回の訓練に当たっては、射撃手の機関銃の方向は、すべて横須賀海軍基地方向に向けて実施すると確認しており、民間船舶へ銃口が向けられることはないことを確認している。また、訓練場所は、横須賀海軍施設西側の提供水域内「トゥルーマン・ベイの12号パース付近」であり、訓練で使用される船が提供水域外に出ることはないという</p>	<p>防衛省 南関東防衛局長</p>	<p>市長</p>

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内容要旨	出所	あて先
	<p>ことも確認している。加えて、訓練の実施に当たっては、米軍のガード船が提供水域に沿って警備を行い、民間船舶が誤って提供水域内に侵入することを未然に防止する。また、米軍は、海上保安庁にも警備協力の要請を行うと聞いており、抗議の意思を持った船舶等への対応についても万全を期すと確認した。当該水域では、民間会社トライアングルが実施している軍港巡りの観光船の扱いがあるが、この訓練については、当該会社に米側から説明しており、「横須賀海軍施設において有限会社トライアングルが在日米軍施設を共同使用することに関する協定書」に基づき適切に措置すると確認している。以上、市長から頂戴した確認事項について回答させていただいたが、市民の代表としてのご懸念はごもっともと考えており、当局職員も訓練期間中は状況の把握に努め、横須賀市と連携しながら対応してまいりたいと考えている。他方、今般の訓練の通報の在り方、とりわけ横須賀基地で初めてである訓練にも関わらず、説明に時間的な余裕がなかった点などについては、米側に対し、当局から改善を求めたところである。市長のご理解とご協力をいただきますよう、引き続きよろしく申し上げます。</p> <p>■市長 局長からの説明で、訓練の態様とその必要性について、また、この訓練が横須賀基地に限らず、今後、国内の海軍施設においても実施されるということは理解した。繰り返しになるが、先日申し上げたとおり、米軍施設の警備力向上のため、憲兵隊が警備訓練を行うことは当然のことであり、その重要性も理解しているところである。併せて、提供水域内で米軍の管理下に基づいた訓練であることも承知している。ただ、初めての訓練ということで、市民生活への影響を懸念するところなので、本日説明いただいたとおり、国が責任を持って、万全の体制をとっていただきたいと思う。また、この水域を利用する、民間船舶への安全対策については、説明いただいたとおり、万全の対策がなされるよう、お願いしたい。</p> <p>□防衛省南関東防衛局長 市長からいただいたご指摘も踏まえ、安全な訓練の実施に向け、南関東防衛局として万全の体制をとってまいります。</p>		
R6. 6. 4～6 (2024)	米海軍横須賀基地が提供水域内における警備艇訓練を実施。		
R6. 7. 19	基地周辺地域の深夜巡回(第309回)		
R6. 8. 23	基地周辺地域の深夜巡回(第310回)		
R6. 9. 13	基地周辺地域の深夜巡回(第311回)		
R6. 9. 19	9月18日、横須賀市小川町7番地先路上において、米海軍横須賀基地所属の米軍人による交通死亡事故が発生したため、米海軍横須賀基地司令部に対し、再発防止の徹底を申し入れるとともに、当該事案を基地内で周知のうえ、交通安全教育の徹底をさらに図ること、また、今後の遺族への対応について誠意をもって行うよう、口頭にて要請した。	横須賀市	横須賀基地司令部
R6. 10. 25	基地周辺地域の深夜巡回(第312回)		
R6. 11. 15	基地周辺地域の深夜巡回(第313回)		
R6. 11. 22	原子力空母「ジョージ・ワシントン」が米海軍横須賀基地12号バースに入港		
R6. 12. 2	11月30日、米海軍横須賀基地所属の米軍人が東逸見町の民家に侵入し、住居侵入容疑で現行犯逮捕されたため、米海軍横須賀基地司令部に対し、再発防止及び規律の保持、教育の徹底について口頭要請した。	横須賀市	横須賀基地司令部
R7. 1. 14 (2025)	1月10日、米海軍横須賀基地所属の米軍人が東逸見町の民家の敷地内に侵入し、住居侵入容疑で現行犯逮捕されたため、米海軍横須賀基地司令部に対し、再発防止及び規律の保持、教育の徹底について口頭要請した。	横須賀市	横須賀基地司令部

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
R7.1.17 (2025)	基地周辺地域の深夜巡回(第314回)		
R7.2.21	基地周辺地域の深夜巡回(第315回)		
R7.3.5	2月11日、横須賀市深田台の路上において、米海軍横須賀基地所属の米軍人による交通事故が発生したため、国に対して、情報提供の遅延について、今後は速やかな情報提供の実施を口頭にて申し入れた。また、米海軍横須賀基地司令部に対し、交通安全教育の徹底を図ること及び被害者への補償に誠意をもって行うよう口頭要請した。	横須賀市	南関東防衛局 横須賀基地司令部
R7.3.21	基地周辺地域の深夜巡回(第316回)		
R7.4.18	基地周辺地域の深夜巡回(第317回)		
R7.4.28	4月27日、横須賀市平成町うみかぜ公園前交差点において、米海軍横須賀基地所属の米軍人による交通死亡事故が発生したため、以下の通り、市長が米海軍横須賀基地司令官に対して申し入れを行った。 <u>市長からの申し入れ内容</u> (1) 今回の交通事故で市民の方が亡くなられたことは、残念でならない。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りします。 (2) 米海軍関係者の関係する交通事故が頻繁に発生しており、令和6年9月18日には、横須賀市小川町の国道で死亡事故が発生しており、令和7年2月11日には、横須賀市深田台で被害者の方が重傷を負う交通事故が発生している。 (3) 事故が発生するたびに、再発防止と交通教育の徹底について申し入れているところだが、再びこのように交通事故が発生したことについては、遺憾である。 (4) 米海軍として、基地関係者に対して交通教育を実施していることは承知しているが、その効果について疑問を持たざるを得ない。 (5) 再発防止に向け、実効性のある交通教育の徹底について、私自身が、司令官に申し入れを行う必要があると考え、本日来訪した。 <u>レス・ソボル大佐から</u> (1) 今回の交通事故について、遺憾の意。 (2) 透明性をもって日本側当局の捜査に協力していく。 (3) 交通教育については常に真剣に取り組んでいるが、足りない部分があるかもしれないので、どのような教育が必要なのかを市と共同で検討していきたい。	横須賀市長	米海軍 横須賀基地司令官
R7.5.16	基地周辺地域の深夜巡回(第318回)		
R7.6.20	基地周辺地域の深夜巡回(第319回)		
R7.6.25	英空母打撃群の横須賀寄港について、以下の通り国から市長へ対して説明があった。  □ 防衛省(大和防衛政策局長) 2023年12月、英国政府は、本年夏頃に空母打撃群を日本含むインド太平洋地域に展開させる旨を発表した。このような英国のコミットメントについて、本年1月にロンドンで実施した日英防衛相会談においても、我が国として歓迎する旨、中谷防衛大臣から伝達した。我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさと不確実性を増す中、この寄港が、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を目指し、地域の平和と安定に貢献するという英国のコミットメントを示すものであると共に、我が国の安全保障及び日英安保・防衛協力の一層の強化に貢献するものであるとの観点から、本寄港を是非実現させたいと考えている。今般の日本寄港に際し、英国海軍の象徴的な艦艇である空母「プリンス・オブ・ウェールズ」については、長年、米空母の母港として日本の防衛に大きく貢献いただいている実績のある、ここ横須賀に寄港させたいと考えており、これについて市長に直接御説明を申し上げたく伺った。  ■市 長 ご承知のとおり、横須賀は、海上自衛隊と米海軍を抱える日本の海上防衛の要のまちであると認識しているが、日本の安全保障、そして地域の平和と安定のために、横須賀がどのように協力ができるのかということを常に自問自答している。そして何よりも市民の理解を得ながら、横須賀の自衛隊施設、米海軍横須賀基地が、安定的に運用されることこそが重要であると考えている。令和3年9月には「クイーン・エリザベス」が入港したが、今般の英国空母打撃群の寄港についても、いくつか確認をさせていただいたうえで、私の考えを整理させていただきたいと思う。	防衛省 外務省	横須賀市長

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年)～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
	<p>まず、「プリンス・オブ・ウェールズ」の寄港場所が、米海軍横須賀基地である理由は何か。</p> <p>□防衛省（大和防衛政策局長） 我が国として、米横須賀海軍施設を寄港地として使用を認めるのは、今般の寄港がインド太平洋地域の平和と安定に積極的に貢献するという、英国のコミットメントを示すものであり、また、我が国の安全保障及び日英間の安保・防衛協力の強化に貢献するものであることから、今般の活動が我が国の安全及び極東の平和と安全の維持への寄与という日米安保条約の目的に合致するものであると考えていることによるものである。</p> <p>■市 長 「プリンス・オブ・ウェールズ」以外の艦船について、具体的に決まっていることはあるのか。</p> <p>□防衛省（大和防衛政策局長） 「プリンス・オブ・ウェールズ」は本年の8月に米横須賀海軍施設に寄港する予定であり、また、空母以外の艦船の寄港予定について、現時点で、海上自衛隊横須賀基地に、英国海軍駆逐艦「ドーントレス」及びノルウェー海軍フリゲート艦「ロアール・アムンセン」を寄港させたいと考えている。なお、「プリンス・オブ・ウェールズ」以外の艦船の寄港予定について、寄港艦艇の名称は現時点のものであり、今後変更があり得る。</p> <p>■市 長 それでは、「プリンス・オブ・ウェールズ」の寄港日を含め、寄港艦艇や寄港日が確定次第速やかに情報提供いただきたい。現時点での確認は以上だが、寄港までにまだ日数があるので、疑問や課題が生じた場合には、事務方でやりとりさせていただく。今回の英空母打撃群の横須賀への寄港については、我が国を取り巻く安全保障環境が格段に速いスピードで厳しさと不確実性を増している中で、地域の平和と安定のためには、ある意味必然的なことなのではないかと、私は考えている。前回、令和3年の「クイーン・エリザベス」の寄港の際は、新型コロナウイルスがまん延していた時期であったため、乗組員の方は施設内にとどまられていたが、今回は施設外への外出も予定されているということで、高い意識と、モラルある行動を強くお願いしたい。</p>		
R7. 7. 18	基地周辺地域の深夜巡回（第320回）		
R7. 8. 22	基地周辺地域の深夜巡回（第321回）		
R7. 9. 19	基地周辺地域の深夜巡回（第322回）		
R7. 10. 17	基地周辺地域の深夜巡回（第323回）		
R7. 11. 21	基地周辺地域の深夜巡回（第324回）		
R7. 12. 22	<p>米軍の交通教育について、市、米海軍横須賀基地司令部、防衛省南関東防衛局との間で会議を実施した。会議において以下を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米軍関係者の在日米軍施設・区域外での運転について</li> <li>・在日米軍施設・区域内で実施されている交通教育の実情</li> <li>・運転ライセンスの運用</li> <li>・任意保険の加入状況</li> <li>・被害者への補償</li> <li>・米海軍横須賀基地での再発防止の啓発について</li> </ul> <p>詳細リンク  <a href="https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0535/documents/20251222_1.pdf">https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0535/documents/20251222_1.pdf</a></p>		
R8. 1. 23	基地周辺地域の深夜巡回（第325回）		

基地対策のあゆみ 令和5年(2023年) ～

年月日 (西暦)	内 容 要 旨	出 所	あて先
R8. 2. 20	基地周辺地域の深夜巡回 (第 326 回)		